

糖尿病と Well-aging 研究会 会則

(総則・名称)

第1条 本会は「糖尿病と Well-aging 研究会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、高齢者を中心とした糖尿病患者の諸問題を、集学的に検討する事により、糖尿病患者の効率的な診療体制の構築を目指す。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術調査・研究の実施
- (2) 学術講演会の開催
- (3) その他本会の目的を遂行する為に必要な事業

(構成・会員)

本会の組織は、本会の主旨に賛同する医師および医療・介護スタッフ等をもって構成する。

(役員)

第4条 本会に次の役員をおく。

代表世話人	1名
世話人	若干名
幹事	若干名
監事	1名
会計	1名

(会計・会費)

第5条 年会費 500円とする。
研究会、講演会開催時に必要に応じて参加費等を徴収するものとする。

(会計監査)

第6条 本会の収支決算は4月1日から翌年の3月31日を会計年度として、役員会で報告することとする。

(事務局・連絡先)

第7条 本会の事務局は下記に置く。

〒197-0011 東京都福生市福生 1044
高村内科クリニック 内

付則（施行細則）

- (1) 世話人・幹事の任期は1月1日から翌年12月31日までの1年間とする。
ただし、再任を妨げない。
- (2) 本会則は2015年1月1日から施行する。